

入札保証金について

- ・ 入札参加者が見積もる入札金額の 100 分の 5 以上を乗じた額を入札日の前日午後 3 時までに下関市長宛に納付すること。（下関市契約規則第 5 条第 1 項）
- ・ なお、下記の①から③に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。（下関市契約規則第 6 条）

免除対象

- ① 参加希望者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
 - ② 参加希望者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ③ 前 2 号に掲げる場合のほか、参加希望者が競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ※ 免除対象となる場合は、そのことが確認できる書類の提出が必要（ただし、入札参加資格確認申請書に添付する契約書の写しと同一のものである場合は、省略できる。）

（以下入札保証金納入義務者に対する事項）

- ・ 入札保証金は、入札者のうち落札者を除く者には落札者の決定後に、落札者にあたっては契約締結後に還付する。（下関市契約規則第 14 条第 1 項）
- ・ 入札保証金には、利子を付ない。（下関市契約規則第 5 条第 2 項）
- ・ 入札保証金の還付を受けるには、納付した際に受け取った証明書が必要となる。
- ・ 落札者の入札保証金は、その全部又は一部を契約保証金に充当することができる。（下関市契約規則第 14 条第 3 項）

再委託について

業務を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ下関市に「再委託通知書」を提出し、承認を得るようにしてください。

1 再委託の制限

本市の契約の相手方が、再委託しようとするときは、市長に書面による通知が必要です。

2 再委託に該当する行為

再委託に該当する委託は、役務の提供に限ります。

3 再委託することができる場合

契約の相手方が再委託により契約を履行しようとするときは、下関市に「再委託通知書」を提出し、承認を得られた場合に限り再委託できます。

なお、次項に掲げる場合のいずれかに該当するときは、原則として、再委託は承認しません。

4 再委託を承認しない場合

- (1) 契約の相手方が、契約の履行を一括して再委託しようとするとき。
- (2) 契約の相手方が、再委託の内容について再委託の相手方に履行する能力があることを証明できないとき。
- (3) 再委託によって、契約の履行について、不完全履行となり、内容が変更され、質が低下し、又は履行期限が遅延する等の支障が生じるおそれが高いとき。
- (4) 契約の相手方が、仲介業者への委託その他の契約の履行に必要な再委託をしようとするとき。
- (5) 入札参加資格申請書提出後に辞退した者及び競争入札において互いに競争相手であった者に再委託しようとするとき。
- (6) その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれが高いとき。